日本粧業（第十號）

再刊のことば

昭和二年三月十日、當時の内閣總理大臣、大藏大臣、内務大臣、商工大臣の連名を以て、「時局匡救の爲め重要産業の統制を行ふの件」と題する勅令が發布された。これが所謂「重要産業統制法」である。

この勅令は、當時の經濟界の不況を打開する爲めに、重要産業の統制を行ふことを目的として發布されたものであつて、その内容は、重要産業に對して、生産、販賣、價格、設備等に關する統制を行ふことが出來るといふのであつた。

この勅令が發布されるや、當時の經濟界は、非常な期待を以て、この勅令を迎へたのであつた。

然るに、この勅令は、發布されてから、今日まで、實際に適用されたものは、僅かに、人造肥料、セメント、ソーダ灰、硫安、石炭、鐵鋼、肥料、ビール、製糖、製紙、毛織物、麥酒、石油、アルコール、ゴム、ガラス、板硝子、ベンゾール、ベンゾール誘導品、ブタノール、アセトン、ブタノール誘導品、アルコール誘導品

新業界に望む

商工省商務局長　兼坂隆一

化繊品及び小間物雑貨業界に於ては、古い傳統と歴史ある商権を誇る反面に於て、再出發に當つては、その殆んどが一應白紙に還元されるものであるから、現在の業者が、その儘新しい業界に横すべりすることは、寧ろ不適當であると信ずる。從つて新しい業界に參加する人々は、過去の商権に囚はれることなく、自由な立場に於て、新しい商権を確立することが必要であると思ふ。

次に新しい業界の運營に當つては、何よりも先づ第一に、業界の民主的な組織を確立することが必要である。即ち生産計畫の決定や、それを具体化するための諸施策の樹立に當つては、業界の全構成員の意向を充分に反映させるやうな民主的な組織と運營とが必要であると信ずる。

次に新しい業界の運營に當つては